



三重県公報

令和5年11月28日 (火)

第 469 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
公 安 委 規 則			
6	三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
告 示			
742	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 介 護 課)	5
743	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	5
744	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(地 域 福 祉 課)	5
745	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
746	河川区域の変更により廃川敷地等が生じた旨及びその関係図面の縦覧	(河 川 課)	6
747	都市計画事業の認可	(都 市 政 策 課)	6
公 告			
	三重県公営企業の業務状況の公表	(財 政 課)	6
	三重県流域下水道事業の業務状況の公表	(同)	17
	三重県病院事業の業務状況の公表	(同)	21
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	24

公安委規則

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和五年十一月二十八日

三重県公安委員会委員長 村田典子

三重県公安委員会規則第六号

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成十八年三重県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(延滞金)</p> <p>第七条 前条の規定による督促をしたときは、次に掲げる場合を除き、放置違反金の額に納付命令書において指定する納付の期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該放置違反金の金額に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第七条 前条の規定による督促をしたときは、次に掲げる場合を除き、放置違反金の額に納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該放置違反金の金額に年十四・五パーセント（督促状において指定する期限までの期間については、年七・二五パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

第六号様式を次のように改める。

第 6 号様式（第 6 条関係）

（表）

第	年	月	号 日		
督促状					
様					
三重県公安委員会 印					
<p>あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過してもいまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。</p> <p>下記の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付してください。</p> <p>指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、あなたの財産を差し押さえることとなります。</p> <p>なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。</p>					
記					
年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金		
	号	円	円		
指定納付期限	年 月 日まで				
納付場所	放置違反金納付書に記載の場所				
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p> <p>ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>					
<p>注 1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。</p> <p>2 先に送付した納付書は使用せず、同封した納付書により納付してください。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収書（受領証）が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。</p> <p>3 延滞金については、裏面をご覧ください。</p>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">照 会 先</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>				照 会 先	
照 会 先					

（規格 A 4）

(裏)

■ 延滞金について

放置違反金の延滞金は、当該放置違反金の額に放置違反金納付命令書において指定する納付の期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.5%の割合を乗じて計算した金額とします。

なお、その金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、延滞金の全額が1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。

(規格 A 4)

附 則

- 1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三重県放置遺失金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則第七条第一項の規定は、この規則の施行日以後に納付する延滞金について適用する。

告 示

三重県告示第 742 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 11 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2472900139	大木薬局 浜島店	三重県志摩市浜島町浜島 3219 番地	有限会社大木薬局	令和 5 年 9 月 30 日	福祉用具貸与
2472900139	有限会社 大木薬局	三重県志摩市浜島町浜島 3219 番地	有限会社大木薬局	令和 5 年 9 月 30 日	特定福祉用具販売
2461290179	訪問看護ステーション HAND	三重県伊賀市上野桑町 1478-2 インテックビル 1F	株式会社 c r o s s Z E R O	令和 5 年 10 月 8 日	訪問看護
2470503315	訪問介護事業所ささえあい	三重県津市観音寺町 760 番地 26	株式会社ささえあい	令和 5 年 10 月 31 日	訪問介護

三重県告示第 743 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 11 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2472900139	大木薬局 浜島店	三重県志摩市浜島町浜島 3219 番地	有限会社大木薬局	令和 5 年 9 月 30 日	介護予防福祉用具貸与
2472900139	有限会社 大木薬局	三重県志摩市浜島町浜島 3219 番地	有限会社大木薬局	令和 5 年 9 月 30 日	特定介護予防福祉用具販売
2461290179	訪問看護ステーション HAND	三重県伊賀市上野桑町 1478-2 インテックビル 1F	株式会社 c r o s s Z E R O	令和 5 年 10 月 8 日	介護予防訪問看護

三重県告示第 744 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 11 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
健やか薬局 春日町店	松阪市春日町 1-1	居宅療養管理指導	令和 5 年 9 月 30 日
健やか薬局 春日町店	松阪市春日町 1-1	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 9 月 30 日

三重県告示第 745 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2

(同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 11 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業(サービス)の種類	廃止年月日
健やか薬局 春日町店	松阪市春日町 1-1	居宅療養管理指導	令和 5 年 9 月 30 日
健やか薬局 春日町店	松阪市春日町 1-1	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 9 月 30 日

三重県告示第 746 号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和 40 年政令第 14 号)第 49 条の規定により、次のとおり公示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県伊賀建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 5 年 11 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 河川の名称
一級河川淀川水系シャックリ川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和 5 年 11 月 28 日
- 3 廃川敷地等の位置
名張市蔵持町原出 433 番
名張市蔵持町原出 433 番地先
名張市蔵持町原出 436 番
名張市蔵持町原出 436 番地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 139.82 m²

三重県告示第 747 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 5 年 11 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 施行者の名称
東員町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
桑名都市計画学校事業
第 2 号東員第一中学校
- 3 事業施行期間
令和 5 年 11 月 28 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
三重県員弁郡東員町大字山田字野 他
 - (2) 使用の部分
三重県員弁郡東員町大字山田字野 他

公 告

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和5年11月28日

三重県知事 一 見 勝 之

水道事業

1 事業の概況

令和5年度上半期における水道事業の給水量は次のとおりでした。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曾川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町に、750万3,714立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重水系）においては、四日市市、鈴鹿市及び三重郡菰野町に、631万2,043立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡木曾岬町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町に、133万6,924立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）においては、津市及び松阪市に、713万4,118立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）においては、津市及び松阪市に、630万9,074立方メートルの給水を行いました。

南勢志摩水道用水供給事業においては、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町及び同郡度会町に、1,046万4,786立方メートルの給水を行いました。

水道事業全体の令和5年度上半期の総給水量は、3,906万659立方メートルとなりました。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県水道事業損益計算書（別表1）及び三重県水道事業貸借対照表（別表2）のとおりです。

3 決算の状況

令和4年度決算の状況は、令和4年度三重県水道事業決算書（別表3）のとおりです。

別表 1

三重県水道事業損益計算書

令和5年4月1日から
令和5年9月30日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	4,438,201,264	営業収益	4,097,844,631
原水及び浄水費	1,297,554,768	給水収益	4,095,747,861
配水費	353,066,628	その他営業収益	2,096,770
業務費	191,162,988		
総係費	173,399,380		
減価償却費	2,268,494,000		
資産減耗費	154,523,500		
営業外費用	102,559,248	営業外収益	425,379,426
支払利息及び 企業債取扱諸費	102,559,248	受取利息	145,182
		他会計補助金	672,600
		長期前受金戻入	423,037,000
		雑収益	1,524,644
		当期純損失	17,536,455
合計	4,540,760,512	合計	4,540,760,512

別表 2

三重県水道事業貸借対照表

令和 5 年 9 月 30 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	115,948,423,469	固 定 負 債	12,224,789,263
有 形 固 定 資 産	80,235,886,245	企 業 債	7,475,441,796
無 形 固 定 資 産	35,412,537,224	引 当 金	4,749,347,467
投 資 そ の 他 の 資 産	300,000,000	流 動 負 債	2,121,834,860
流 動 資 産	11,962,258,957	企 業 債	837,206,168
現 金 預 金	10,717,215,132	未 払 金	177,792,930
未 収 金	743,222,336	そ の 他 流 動 負 債	1,106,835,762
貯 蔵 品	153,425,521	繰 延 収 益	20,974,229,266
前 払 金	34,985,080	負 債 合 計	35,320,853,389
そ の 他 流 動 資 産	313,410,888	資 本 金	91,272,184,994
		剰 余 金	1,317,644,043
		資 本 剰 余 金	869,153,060
		利 益 剰 余 金	448,490,983
		(うち当期純損失)	(17,536,455)
		資 本 合 計	92,589,829,037
資 産 合 計	127,910,682,426	負 債 資 本 合 計	127,910,682,426

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 77,306,585,417 円

繰延収益の収益化累計額 19,507,693,022 円

別表 3

令和4年度 三重県水道事業決算書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 水道事業収益	9,788,841,890	9,810,721,426	21,879,536	
第1項 営業収益	8,885,602,000	8,913,208,049	27,606,049	(うち仮受消費税及び地方消費税 810,121,690円)
第2項 営業外収益	903,239,890	897,513,377	△5,726,513	(" 1,263,849円)

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	不 用 額	備 考
第1款 水道事業費用	9,683,925,014	9,408,353,076	35,720,260	239,851,678	
第1項 営業費用	9,101,071,124	9,018,216,335	35,720,260	47,134,529	(うち仮払消費税及び地方消費税 356,702,271円)
第2項 営業外費用	580,853,890	390,136,741	0	190,717,149	(" 1,171,664円)
第3項 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 資本的収入	489,982,165	489,019,465	△962,700	
第1項 補助金	247,950,000	247,950,000	0	
第2項 出資金	86,594,000	86,594,000	0	
第3項 負担金	5,438,165	4,475,465	△962,700	(うち仮受消費税及び地方消費税 406,860円)
第4項 長期貸付金償還金	150,000,000	150,000,000	0	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度 繰越額	不 用 額	備 考
第1款 資本的支出	6,073,482,417	5,543,295,029	414,950,740	115,236,648	
第1項 建設改良費	4,225,393,417	3,695,210,631	414,950,740	115,232,046	(うち仮払消費税及び地方消費税 330,810,633円)
第2項 償還金	1,848,089,000	1,848,084,398	0	4,602	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 5,054,275,564円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 330,403,773円、減債積立金 394,917,051円及び過年度分損益勘定留保資金 4,328,954,740円で補てんした。

工業用水道事業

1 事業の概況

令和5年度上半期において、北伊勢工業用水道事業は北中勢地区の工場に9,937万8,311立方メートルを、松阪工業用水道事業は松阪市内の工場に621万8,175立方メートルを、中伊勢工業用水道事業は津市内の工場に262万637立方メートルをそれぞれ給水し、工業用水道事業全体の総給水量は、1億821万7,123立方メートルとなりました。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県工業用水道事業損益計算書（別表1）及び三重県工業用水道事業貸借対照表（別表2）のとおりです。

3 決算の状況

令和4年度決算の状況は、令和4年度三重県工業用水道事業決算書（別表3）のとおりです。

別表 1

三重県工業用水道事業損益計算書

令和5年4月1日から

令和5年9月30日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	2,917,372,617	営業収益	2,712,248,345
原水及び浄水費	1,003,152,338	給水収益	2,616,550,006
配水費	136,332,742	その他営業収益	95,698,339
業務費	139,355,876		
総係費	170,304,661		
減価償却費	1,398,946,500		
資産減耗費	69,280,500		
営業外費用	84,400,934	営業外収益	174,974,572
支払利息及び 企業債取扱諸費	84,400,934	受取利息	95,778
		他会計補助金	467,400
		長期前受金戻入	171,118,000
		雑収益	3,293,394
		当期純損失	114,550,634
合計	3,001,773,551	合計	3,001,773,551

別表 2

三重県工業用水道事業貸借対照表

令和5年9月30日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	113,551,215,038	固 定 負 債	24,879,578,100
有 形 固 定 資 産	109,947,570,703	企 業 債	19,093,479,312
無 形 固 定 資 産	3,503,644,335	引 当 金	5,786,098,788
投 資 そ の 他 の 資 産	100,000,000		
流 動 資 産	7,482,347,924	流 動 負 債	1,334,832,422
現 金 預 金	6,640,252,459	企 業 債	571,265,309
未 収 金	474,992,445	未 払 金	79,345,892
貯 蔵 品	116,790,909	そ の 他 流 動 負 債	684,221,221
前 払 金	1,028,036	繰 延 収 益	16,379,021,902
そ の 他 流 動 資 産	249,284,075	負 債 合 計	42,593,432,424
		資 本 金	76,846,206,512
		剰 余 金	1,593,924,026
		資 本 剰 余 金	1,228,731,518
		利 益 剰 余 金	365,192,508
		(うち当期純損失)	(114,550,634)
		資 本 合 計	78,440,130,538
資 産 合 計	121,033,562,962	負 債 資 本 合 計	121,033,562,962

(注) 有形固定資産の減価償却累計額
繰延収益の収益化累計額

71,306,699,707 円
19,255,774,022 円

別表 3

令和 4 年度 三重県工業用水道事業決算書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第 1 款 工業用水道事業収益	6,337,915,000	6,416,538,405	78,623,405	
第 1 項 営 業 収 益	5,960,829,000	5,974,088,481	13,259,481	(うち仮受消費税及び地方消費税 543,014,861 円)
第 2 項 営 業 外 収 益	377,086,000	442,449,924	65,363,924	(" 1,405,038 円)

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
第 1 款 工業用水道事業費用	6,168,934,080	5,936,683,742	0	232,250,338	
第 1 項 営 業 費 用	5,852,149,080	5,754,308,657	0	97,840,423	(うち仮払消費税及び地方消費税 225,656,082 円)
第 2 項 営 業 外 費 用	314,785,000	182,375,085	0	132,409,915	(" 1,359,280 円)
第 3 項 予 備 費	2,000,000	0	0	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第 1 款 資 本 的 収 入	2,103,802,000	2,079,489,682	△24,312,318	
第 1 項 企 業 債	1,484,000,000	1,482,500,000	△1,500,000	
第 2 項 補 助 金	207,307,000	207,532,000	225,000	
第 3 項 出 資 金	285,376,000	285,375,418	△582	
第 4 項 負 担 金	127,119,000	104,082,264	△23,036,736	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
第 1 款 資 本 的 支 出	5,891,191,600	5,689,428,994	29,120,885	172,641,721	
第 1 項 建 設 改 良 費	4,863,296,600	4,661,535,159	29,120,885	172,640,556	(うち仮払消費税及び地方消費税 417,334,104 円)
第 2 項 償 還 金	1,027,895,000	1,027,893,835	0	1,165	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3,609,939,312 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 389,028,198 円、減債積立金 389,340,280 円及び過年度分損益勘定留保資金 2,831,570,834 円で補てんした。

電気事業

1 決算の状況

令和4年度決算の状況は、令和4年度三重県電気事業決算書（別表1）のとおりです。

別表 1

令和 4 年度 三重県電気事業決算書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第 1 款 電 気 事 業 収 益	8,157,000	28,383,816	20,226,816	(うち仮受消費税及び地方消費税 782 円)
第 1 項 営 業 外 収 益	8,157,000	28,383,816	20,226,816	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
第 1 款 電 気 事 業 費 用	1,292,615,000	1,285,122,890	0	7,492,110	(うち仮払消費税及び地方消費税 98,759,449 円)
第 1 項 営 業 費 用	1,292,515,000	1,285,122,741	0	7,392,259	
第 2 項 営 業 外 費 用	100,000	149	0	99,851	

(2) 資本的収入及び支出
該当なし

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの三重県流域下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 5 年 11 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 事業の概況

令和 5 年度上半期における流域下水道事業の処理水量は次のとおりでした。

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）においては、四日市市、桑名市、いなべ市、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町からの汚水 1,905 万 8,194 立方メートルを処理しました。

北勢沿岸流域下水道（南部処理区）においては、四日市市、鈴鹿市及び亀山市からの汚水 885 万 8,848 立方メートルを処理しました。

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）においては、津市からの汚水 135 万 2,765 立方メートルを処理しました。

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）においては、津市からの汚水 473 万 4,094 立方メートルを処理しました。

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）においては、津市、松阪市及び多気郡多気町からの汚水 548 万 8,038 立方メートルを処理しました。

宮川流域下水道（宮川処理区）においては、伊勢市、多気郡明和町及び度会郡玉城町からの汚水 385 万 2,965 立方メートルを処理しました。

流域下水道事業全体で、令和 5 年度上半期の総処理水量は、4,334 万 4,904 立方メートルとなりました。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県流域下水道事業損益計算書（別表 1）及び三重県流域下水道事業貸借対照表（別表 2）のとおりです。

3 決算の状況

令和 4 年度決算の状況は、令和 4 年度三重県流域下水道事業決算書（別表 3）のとおりです。

別表 1

三重県流域下水道事業損益計算書

令和5年4月1日から
令和5年9月30日まで

(単位：円)

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
営業費用	6,348,689,659	営業収益	1,971,058,248
管渠費	1,062,837	維持管理負担金収益	1,971,058,248
ポンプ場費	48,606,500		
処理場費	2,456,367,940		
総係費	57,288,882		
減価償却費	3,762,990,000		
資産減耗費	22,373,500		
営業外費用	260,187,502	営業外収益	3,731,799,754
支払利息及び 企業債取扱諸費	260,182,084	受取利息及び配当金	140
雑支出	5,418	他会計補助金	300,000,000
		長期前受金戻入	3,431,369,500
		雑収益	430,114
		当期純損失	906,019,159
合計	6,608,877,161	合計	6,608,877,161

別表 2

三重県流域下水道事業貸借対照表

令和 5 年 9 月 30 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	229,645,192,573	固 定 負 債	35,270,210,291
有 形 固 定 資 産	229,629,797,620	企 業 債	35,270,210,291
無 形 固 定 資 産	15,394,953	流 動 負 債	4,586,112,325
流 動 資 産	2,666,856,029	一 時 借 入 金	2,000,000,000
現 金 預 金	1,049,842,858	企 業 債	2,106,808,054
未 収 金	60	維 持 管 理 負 担 金 繰 越 金	266,031,093
前 払 費 用	106,726	そ の 他 流 動 負 債	213,273,178
前 払 金	1,223,584,619	繰 延 収 益	163,384,438,304
そ の 他 流 動 資 産	393,321,766	負 債 合 計	203,240,760,920
		資 本 金	9,694,471,480
		剰 余 金	19,376,816,202
		資 本 剰 余 金	19,673,832,076
		欠 損 金	297,015,874
		(うち当期純損失)	(906,019,159)
		資 本 合 計	29,071,287,682
資 産 合 計	232,312,048,602	負 債 資 本 合 計	232,312,048,602

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 26,692,259,452 円
繰延収益の収益化累計額 24,514,404,716 円

別表 3

令和4年度 三重県流域下水道事業決算書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 流域下水道事業収益	14,070,614,000	13,580,018,120	△490,595,880	
第1項 営業収益	6,531,924,000	6,059,434,479	△472,489,521	(うち仮受消費税及び地方消費税 574,737,165円)
第2項 営業外収益	7,538,690,000	7,520,583,641	△18,106,359	(" 82,581円)

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
第1款 流域下水道事業費用	13,881,242,000	13,454,550,953	0	426,691,047	
第1項 営業費用	13,006,468,000	12,680,984,161	0	325,483,839	(うち仮払消費税及び地方消費税 454,483,326円)
第2項 営業外費用	748,595,000	647,888,422	0	100,706,578	(" 796円)
第3項 予備費	500,000	0	0	500,000	
第4項 特別損失	125,679,000	125,678,370	0	630	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 資本的収入	14,953,031,000	9,951,343,200	△5,001,687,800	
第1項 企業債	3,022,300,000	1,888,500,000	△1,133,800,000	
第2項 補助金	9,845,302,000	6,515,368,000	△3,329,934,000	
第3項 負担金	2,074,295,000	1,536,596,000	△537,699,000	(うち仮受消費税及び地方消費税 139,690,520円)
第4項 雑収入	11,134,000	10,879,200	△254,800	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
第1款 資本的支出	16,214,724,000	10,635,359,203	5,577,547,000	1,817,797	
第1項 建設改良費	13,140,980,000	7,561,618,468	5,577,547,000	1,814,532	(うち仮払消費税及び地方消費税 656,064,556円)
第2項 償還金	3,073,744,000	3,073,740,735	0	3,265	

資本的収入額から翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額 523,740,000円を除き、前年度から繰り越された支出の財源に充当した額 554,002,727円を加えた額 9,981,605,927円が、資本的支出額に不足する額 653,753,276円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,336,835円、当年度分損益勘定留保資金 629,768,851円及び当年度利益剰余金処分額 7,647,590円で補てんした。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 5 年 11 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 業務の概況

三重県病院事業は、こころの医療センター、一志病院及び指定管理者制度を導入している志摩病院の 3 病院を管理運営し、県民の健康保持と医療水準の向上に努めています。

令和 5 年度の業務予定量に対する令和 5 年 9 月 30 日現在の実績は、次のとおりです。

	年間業務予定量	9 月末実績
(1) 病 床 数	766 床	736 床
一 般 病 床	282 床	282 床
精 神 病 床	448 床	418 床
療 養 病 床	36 床	36 床
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	165,713 人	73,912 人
外 来	129,438 人	59,967 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入 院	453 人	404 人
外 来	533 人	484 人

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県病院事業損益計算書（別表 1）及び三重県病院事業貸借対照表（別表 2）のとおりです。

3 令和 4 年度決算の状況

収益的収入及び支出については、総収益 57 億 9,386 万 1,196 円、総費用 52 億 6,576 万 5,097 円で、差引 5 億 2,809 万 6,099 円の純利益を計上しました。また、当期の経常的な収益と費用を対応させた経常収支については、純利益と同額の 5 億 2,809 万 6,099 円の黒字となりました。

資本的収入及び支出については、資本的収入 10 億 7,733 万 1,169 円、資本的支出 16 億 9,074 万 634 円となり、差引 6 億 1,340 万 9,465 円の不足が生じました。

この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 423 万 9,753 円及び過年度分損益勘定留保資金 6 億 916 万 9,712 円で補填しました。

別表 1

三重県病院事業損益計算書

令和 5 年 4 月 1 日から

令和 5 年 9 月 30 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	2,517,620,114	医 業 収 益	1,188,303,673
給 与 費	1,346,102,109	入 院 収 益	927,442,944
材 料 費	120,096,548	外 来 収 益	221,436,935
経 費	750,865,139	そ の 他 医 業 収 益	39,423,794
減 価 償 却 費	295,997,000		
資 産 減 耗 費	177,100		
研 究 研 修 費	4,382,218		
医 業 外 費 用	107,641,855	医 業 外 収 益	1,385,661,545
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	38,575,659	受 取 利 息 配 当 金	19,660
長 期 前 払 消 費 税 償 却	14,018,000	他 会 計 補 助 金	66,577,000
患 者 外 給 食 材 料 費	79,064	長 期 前 受 金 戻 入	129,840,000
雑 損 失	54,969,132	補 助 金	2,529,500
		負 担 金	1,094,680,500
		そ の 他 医 業 外 収 益	92,014,885
		当 期 純 損 失	51,296,751
合 計	2,625,261,969	合 計	2,625,261,969

別表 2

三重県病院事業貸借対照表

令和 5 年 9 月 30 日

(単位：円)

資 産	金 額	負債及び資本	金 額
固 定 資 産	7,694,685,079	固 定 負 債	10,891,908,789
有 形 固 定 資 産	7,397,513,108	企 業 債	5,161,561,789
土 地	460,970,051	他 会 計 借 入 金	4,670,592,278
建 物	5,854,452,848	引 当 金	1,059,754,722
構 築 物	250,685,553	流 動 負 債	771,894,599
器 械 備 品	800,649,121	企 業 債	354,842,401
車 両	3,369,217	引 当 金	182,320,000
建 設 仮 勘 定	27,386,318	未 払 金	220,368,442
無 形 固 定 資 産	2,298,889	未 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	1,728,900
電 話 加 入 権	2,298,889	そ の 他 流 動 負 債	12,634,856
投 資 そ の 他 の 資 産	294,873,082	繰 延 収 益	4,034,580,721
長 期 貸 付 金	3,300,000	負 債 合 計	15,698,384,109
長 期 前 払 消 費 税	291,403,082	資 本 金	311,409,778
そ の 他 投 資	170,000	剰 余 金	△ 5,968,832,479
流 動 資 産	2,346,276,329	資 本 剰 余 金	1,371,558,750
現 金 預 金	1,836,703,779	受 贈 財 産 評 価 額	12,058,750
未 収 金	455,894,988	県 費 負 担 金	1,359,500,000
貯 蔵 品	4,823,827	欠 損 金	7,340,391,229
前 払 金	37,077,909	繰 越 欠 損 金 前 年 度 末 残 高	7,289,094,478
そ の 他 流 動 資 産	11,775,826	当 期 純 損 失	51,296,751
		資 本 合 計	△ 5,657,422,701
資 産 合 計	10,040,961,408	負債及び資本合計	10,040,961,408

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

18,177,519,772 円

長期前受金収益化累計額

3,869,352,128 円

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、いなべ市長から通知がありました。

令和 5 年 11 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 11 月 22 日から同年 12 月 15 日まで
- 3 作業地域
いなべ市員弁町東一色

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
